

財務省告示第四百七十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年五月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行	発行行
利付国庫債券（二年）（第二百八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で七百九十九億円	七百九十九億七千九百九十一万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年五月二十日	額面金額百円につき百円九銭	年〇・一パーセント	平成十五年十一月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十	十	十	十		十
七	六	五	四		三
払	払	元	償	償	後
込	場	利	還	還	の
期	所	金	金	金	期
日		支	額	限	子
平	日	額	平	る	い
成	本	面	成	利	て
十	銀	金	十	子	、
五	行	額	七	を	そ
年		百	年	の	の
五		円	五	日	以
月		に	月	前	前
二		つ	二	六	六
十		き	十	月	月
日		百	日	間	に
		円		に	属
				す	お

毎年五月二十日及び十一月二十日を支払い期とし、各支払期におき、その日以前六月間に属する利息を支払う。

平成十五年五月二十日